

小方学園（大竹市立小方小学校・小方中学校）
いじめ防止基本方針

令和6年4月1日

1 いじめ防止基本方針の策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、自分の夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組むことができるよう、いじめの問題に取り組むことが重要である。

このため、いじめの問題の克服に向け、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第13条に基づき、本学園の「いじめ防止基本方針」を定め、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

2 いじめの定義

いじめをいじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様を、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査（文部科学省）」の項目に基づき、つぎのとおり定義する。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

※ 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行う。

※ いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をした上で対応することが必要である。

3 いじめの防止に対する基本的な考え方

「いじめはどの子供にも、どの学校でも起こりうるものである」との認識を持ち、あらゆる教育活動をとおして全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させ、いじめを生まない人間関係やコミュニケーション力を身に付けさせるなど、未然防止のための取組を推進する。

加えて、全ての児童生徒が安心でき自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを行うとともに、いじめの早期発見・早期対応に取り組み、組織的に対応する。

いじめの問題に取り組むにあたっては、本校の生徒実態や生徒指導上の課題について確認し、組織的かつ計画的にいじめのない学校を構築する。

(1) いじめの問題への認識

ア いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、生命をも奪いかねない人権にかかわる重大な問題である。

イ いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。

(2) いじめの問題への指導方針

ア いじめは絶対に許されないと毅然とした態度で、いじめられている児童生徒の立場に立って指導する。

イ 全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分理解できるように指導する。

ウ いじめの問題への対応は、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題であり、児童生徒一人一人の個性に応じた指導の徹底や児童生徒自らいじめをなくそうとする態度を身につけるなど望ましい集団づくりとあわせて指導する。

(3) いじめ問題への対応

ア いじめの防止については、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行う。

イ いじめの問題への対応は、学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むことなく、学校が一丸となって対応する。

ウ 家庭と十分な連携をとりながら、いじめの中には、警察等関係機関と早期の連携が重要となるものがあることを十分認識して取り組む。

4 いじめの防止等に関する組織体制

(1) いじめ防止等に係る組織

教職員間で、いじめの現状や対応策に関する情報を共有し、今後の方針や方向性を示唆するための組織として「いじめ防止対策委員会」を設置する。

なお、この委員会の委員は、校長、教頭、生徒指導主事、養護教諭、その他校長が必要と認める職員をもって構成し、月1回の開催を原則とする。

(2) いじめ防止等に関する体制

ア いじめの防止等のための対策が適切に行われるよう、学校、保護者、関係機関との連携の強化など、必要な体制を整備する。

イ いじめの問題等について、児童生徒及び保護者が一人で悩みを抱え込まないように、大竹市こども相談室等、児童生徒が気軽に相談できる体制を整備し、周知する。

ウ 保護者が、法に規定された責務等を踏まえて、子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、保護者を対象とした啓発活動など、家庭への支援を行う。

エ インターネット等を通じて行われるいじめに対処する体制を整備し、保護者や関係機関と連携した運動を展開する。

5 いじめの防止等に関する役割

(1) 未然防止

あらゆる教育活動を通じ、いじめの防止のための取組を推進し、児童生徒一人一人が、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。

- ア 校内研修等をとおして、児童生徒の発達段階に応じて、いじめを防止する取組が実践できるよう教職員の指導力を高める。
- イ 学校全体で授業改善の取組を進め、授業の中で児童生徒一人一人の存在感を持たせるとともに、お互いが支え合い、学び合うような人間関係の構築を図る。
- ウ 道徳科を中心に、思いやりや生命尊重、協調性といった道徳的実践力が高まるような心の教育の推進を図るとともに、いじめの問題を考え議論させ、その中でいじめが重大な人権侵害に当たることや、刑事罰の対象となりうること、損害賠償責任が発生しうることについても指導していく。
- エ 児童会・生徒会活動の充実を通して、主体的に集団生活や社会生活を円滑に進めていくことができる資質や能力を培い、いじめ防止への意識の高揚を図る。
- オ いじめのない学級づくり、学校づくりが推進できるように、保護者、地域や関係機関と連携し、情報を共有しながら学校教育活動に取り組む。
- カ 児童生徒のインターネット等を介したいじめへの関与や、トラブルの発生を防止するため、児童生徒及び保護者に対して、インターネットを利用する際の情報モラル教育や研修会等を実施し啓発を行う。

(2) 早期発見・早期対応

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうること、また、いじめは決して許されることではないことを強く意識しながら、いじめの早期発見、早期対応、早期解決に努める。

- ア 相談窓口を明示し、個別の面談を実施したり、児童生徒に対して定期的なアンケートを行ったりして、いじめの早期発見に努め、積極的に認知する。
- イ 児童生徒の状況について、特定の教職員で問題を抱え込むことはせず、定期的に情報連携や事例検討会を実施し、児童生徒一人一人の状況の把握に努め、組織的で機能的な対応を行う。
- ウ いじめの疑いがある場合には、校内に「いじめ防止委員会」を設置し、学校としての方向性を定め、正確な事実確認、関係児童生徒への対応や指導、保護者や他の関係機関との連携を迅速かつ適切に行う。
- エ 被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。この対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力や他の関係機関との連携の下で取り組む。

6 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義（いじめ防止対策推進法第28条）

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。2 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。 |
|--|

(2) 重大事態発生時の対処

- ア 直ちに大竹市教育委員会に報告する。
- イ 市教育委員会の指導のもと、アンケート調査や個別面談など適切な方法により重大事態に係る事実関係を明確にする調査を行い、その結果を速やかに大竹市教育委員会に報告する。
- ウ 関係機関との連携の上、保護者や地域に対して正確な事実や取組の経緯等について、説明会を実施する。

(3) 留意事項

- ア 調査の結果をふまえ、同様の事態の再発防止のための取組を行う。
- イ 児童生徒の自殺という事態が起こった場合は、死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、在校生へのアンケート調査や聴き取り調査等、遺族の了解を得ながら実施し、情報の収集にあたる。
- ウ 詳しい調査を行うに当たり、調査の目的・調査組織等、調査の概要や調査結果の公表などについて、できる限り、遺族の了解のもとで行うものとする。
- エ マスコミへの対応については、プライバシーを配慮し、正確な情報かつ、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意が必要なことから、大竹市教育委員会が対応する。
- オ 調査の実施と並行して、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すため、スクールカウンセラーや指導主事の配置を受け、教育相談体制を整備する。